

社会保険ひらしま

第906号

- 【注意事項】被保険者資格取得届には個人番号を記入してください
- 【注意事項】事業所整理記号・事業所番号の記入もれ・記入誤りにご注意ください
- 【お願い】【社会保障協定】「適用証明書交付申請書」等はお早めにご提出ください
- 年金日より
- 令和6年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせ

2
2024
令和6年

職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和5年12月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		60,495	59,551
船舶所有者数		248	330
被保険者数	男性	507,725人	381,941人
	女性	338,483人	263,019人
	船員	2,937人	3,235人

日本年金機構からのお知らせ

注意事項 被保険者資格取得届には個人番号を記入してください

令和5年9月29日に「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布・施行されました。「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」には個人番号（マイナンバー）（基礎年金番号を有する方は、個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号）を必ず記入してください。個人番号（マイナンバー）、基礎年金番号のいずれも記入がない場合、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」は返戻します。

- ※1 基礎年金番号を有する方で、個人番号（マイナンバー）、基礎年金番号のいずれも確認できない場合は「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」にあわせて「基礎年金番号通知書再交付申請書」をご提出いただくことで事務処理をしていましたが、**令和5年9月29日以降は個人番号（マイナンバー）、基礎年金番号のいずれも記載がない場合は返戻しています。**
- ※2 短期在留外国人等、個人番号（マイナンバー）も基礎年金番号も有していない方の場合は手続きは変更ありません。

被保険者の個人番号を忘れずに記入してください。

様式コード 2121010
健康保険 厚生年金保険
被保険者資格取得届
70歳以上被用者該当届

提出者記入欄
被保険者情報
基礎年金番号
個人番号
生年月日
性別
職業
住所
電話番号

被保険者情報
氏名
性別
生年月日
基礎年金番号
個人番号
職業
住所
電話番号

社会保険労務士記載欄
氏名
資格

1. 基礎年金番号
2. 個人番号
3. 生年月日
4. 性別
5. 職業
6. 住所
7. 電話番号

注意事項 事業所整理記号・事業所番号の記入もれ・記入誤りにご注意ください

「事業所整理記号」「事業所番号」は、健康保険・厚生年金保険の適用事業所ごとに払い出しています。届書をご提出いただく際には、事業所の「事業所整理記号」「事業所番号」を忘れずに、正確にご記入ください。記入がない場合、事業所の特定に時間を要し、保険証の発行等の遅れにつながります。特に記入もれ・記入誤りが多い項目ですので、ご注意ください（届書に記入欄がない場合は記入不要です。）

なお、「事業所整理記号」および「事業所番号」は、各種適用関係通知書や納入告知書等で確認できます。年金事務所にお電話でご照会いただいても、お答えできませんのでご注意ください。

事業所整理記号と事業所番号を忘れずに、正確に記入してください。

様式コード 2121010
健康保険 厚生年金保険
被保険者資格取得届
70歳以上被用者該当届

提出者記入欄
事業所情報
事業所整理記号
事業所番号
事業所名称
事業所住所
事業所電話番号

被保険者情報
氏名
性別
生年月日
基礎年金番号
個人番号
職業
住所
電話番号

社会保険労務士記載欄
氏名
資格

1. 事業所整理記号
2. 事業所番号
3. 事業所名称
4. 事業所住所
5. 事業所電話番号

例年、5月前後は「社会保障協定適用証明書交付申請書」等の提出が多くなります。適用証明書の発行までに通常よりも日数を要することがありますので、余裕をもってご提出ください。
ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

「適用証明書交付申請書」（資格取得同時の場合を除きます）または「適用証明期間継続・延長申請書」を提出する場合は、就労の開始予定年月日または延長開始年月日のおおむね6カ月前から提出が可能です。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 など

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

「年金委員制度」の詳細や「出張相談」の開催場所・日程等は、下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。
しかも、健康であればあるほど、
保険料率の伸びを抑えられます。

自分らしく、安心して働けるように
健康づくりをはじめませんか？



健康づくりサイクル
1
健診の受診

健康状態を確認するために
健診を毎年受けましょう！

35歳～74歳の被保険者の方は
「生活習慣病予防健診」をご利用ください。



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

- 血圧測定
- 血液検査
- 尿検査
- 心電図検査
- 胸部レントゲン検査
- 胃部レントゲン検査
- 便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに
5大がん 肺 胃 大腸 子宮 乳房 までカバー！

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

令和5年4月～
生活習慣病予防健診等の自己負担を軽減しています。
一般健診 最高 7,169円 → 5,282円
付加健診 最高 4,802円 → 2,689円
対象：35歳～74歳の被保険者（ご本人）

令和6年4月～
付加健診の対象年齢について、現行の40歳、50歳に加え、
45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。
※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。



事業主・ご担当者の皆さまへ

生活習慣病予防健診の声かけ

生活習慣病予防健診を受診するよう対象の方へ周知いただけますようお願いいたします。

特定保健指導の声かけ

特定保健指導のご案内を対象の方へ確実にお渡しいただき、積極的な声かけをお願いいたします。

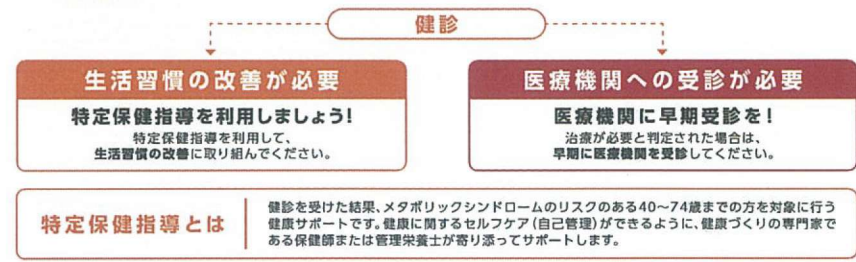
実は・・・

都道府県ごとの **医療費水準** に基づき、
都道府県ごとの **保険料率を決定** しています。

健康づくりサイクル
2
健診後の行動

健診を受けた後の
行動こそが大切です！

健診はあくまでも生活習慣改善の必要性や病気を発見するための手段です。



健康づくりサイクル
3
日々の健康づくり

日々の健康づくりも忘れずに！

- 適度な運動
- バランスの良い食生活
- 禁煙等

保険料率についての
特設サイトはこちら



皆さまの取組[※]に応じて、
都道府県の保険料率が
変わるインセンティブ制度
についてはこちら



※特定健診受診・ジェネリック医薬品の使用等